まちづくりの基本ルール

まちづくり基本条例の制定に向けて

まちづくり町民参加条例の検討を始めました

まちづくり基本条例策定検討委員会から（第11回・12回）

基本条例の進捗状況

検討委員会では、基本条例についてパブリックコメント手続きを行い、皆さんからいただいた意見をもとに案を修正し、提言書にまとめ、8月22日に町長に提出しました。

町では、提言いただいた内容のままで基本条例案を策定し、今年の12月議会に議案として提案する予定としています。

また、提言書の中で、町民参加についての条例を速やかに定めるよう求められていることから、引き続き、「町民参加手続」に必要な条例案の検討をするよう町長から検討委員会にお願いしました。

町民参加条例とは

自治体における町民参加については、地方自治法でいくつかの直接請求の方法が定められていますが、住民自治の観点からは不十分と考えられています。

そこで、基本条例において町政への町民参加を保障する規定を定めましたが、その具体的な制度や手続きを定めるための条例が「町民参加条例」です。

第11回検討委員会（9月9日）

この町民参加条例はまだ歴史が浅く、決まった形式がないため、検討委員会では、先に制定済みの市町村の条例を参考にすることとしました。

最初に、次ページの「住民参加条例・論点比較表」により、5つの市町の条例に盛り込まれている項目を分析し、入れるべき項目を一つずつ検討した結果、○印の項目を入れることとしました。

議論の内容は次のとおりです。

Ⅰ 参加の主体

「町民の定義」については、基本条例と整合を図ることとしました。

「子どもの参加」については、基本条例第34条の「子育てと人づくりの推進」の中で別途条例を設けることを考えているので、そこに委ねることとし、ここでは入れないことにしました。

Ⅱ 参加の対象

町民参加の対象となる項目として、他の市や町では入っていない「憲章・宣言」を入れることにしました。これは、幌延町が2年後の平成22年に町制施行50周年を迎えるため、その際に憲章などの議論が出る可能性があるからです。

その他に、公共施設の設計に町民の意見を取り入れて欲しいとの意見があり、「公の施設の設計」も入れることにしました。

Ⅲ 時期

参加の時期は、基本条例では企画の段階からとしていますが、個々の事案により異なり、一概に決めることが難しいことから、「適時における実施」という表現にしました。

Ⅳ 参加の手法

参加の手法については、現在、既に行われている手法で十分とのことで、「審議会等への付議」、「パブリックコメント」、「まちづくりトーク」を入れ、さらに、町民からの政策提言を受ける制度も盛り込むこととしました。

Ⅴ 参加手法選択の考慮事項

どのような案件に、どのような手法を使って参加するのか決まっていないので、「適切な方法により町民参加手続きを行う」という項目を入れることにしました。

Ⅵ 町民意見の取扱い

いただいた意見は尊重し、真摯に検討するという項目で、入れることにしました。

Ⅶ 促進制度

町民参加を促すため、「手続実施予定の一括公表」、「情報の提供」に努めるという項目を入れることにしました。

「年齢・性別・障害・職業等の配慮」については、当然のことで、入れることで逆に差別的に捉えられるとの意見から、入れないことにしました。

「一時保育」とは、育児中のお母さんにも参加していただくための措置です。町でも「子育てセミナー」など必要な場合は行っておりますが、全ての場合に行うことは難しいことから、入れないことにしました。

Ⅷ 町民参加の推進

住民参加の推進を図るため、アンケート調査や懇談会を行い、意見を把握する必要があることから、全ての項目を入れることにしました。